

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記
    - ・ 該当なし
  2. 重要な会計方針
    - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
      - ・ 額面による評価額を記載。
    - (2) 固定資産の減価償却の方法
      - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
      - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
      - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
      - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
    - (3) 引当金の計上基準
      - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
      - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
  3. 重要な会計方針の変更
    - ・ 該当なし
  4. 法人で採用する退職給付制度
    - (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。
  5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
 

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

    - (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号一様式、第二号一様式、第三号一様式)
    - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号二様式、第二号二様式、第三号二様式)
    - (3) 社会福祉事業拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)
    - (4) 公益事業拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)
    - (5) 収益事業拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号三様式、第二号三様式、第三号三様式)
      - ・ 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
    - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
      - 社会福祉事業
        - 法人本部拠点区分
          - 指定介護老人福祉施設樹の里拠点区分
            - ア 「入所サービス区分」
            - イ 「短期入所サービス区分」
          - ケアハウスリラ拠点区分
          - 在宅介護支援センターえんじゅ拠点区分
          - グループホーム星遊荘拠点区分
          - グループホームはくちょう荘拠点区分
          - グループホーム宮田館拠点区分
          - デイサービスセンター実見拠点区分
          - ヘルパーステーションコスモス拠点区分
          - 介護老人保健施設いちい荘拠点区分
            - ア 「入所サービス区分」
            - イ 「通所リハビリテーションサービス区分」
            - ウ 「短期入所サービス区分」
        - 公益事業
          - 訪問看護ステーションひまわり拠点区分
          - 指定居宅介護支援事業所はなまる拠点区分
6. 基本財産の増減の内容及び金額
 

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	83,272,400	0	0	83,272,400
基本財産・建物	487,577,488	0	34,526,613	453,050,875
合計	570,849,888	0	34,526,613	536,323,275

計算書類に対する注記（法人全体用）

- 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
  - ・ 該当なし
- 8. 担保に供している資産
  - ・ 該当なし
- 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	2,342,267,829	1,889,216,954	453,050,875
建物	129,898,063	79,001,201	50,896,862
構築物	113,715,965	107,545,753	6,170,212
機械及び装置	36,347,840	36,329,793	18,047
車輜運搬具	43,391,643	40,388,286	3,003,357
器具及び備品	262,102,842	222,806,229	39,296,613
ソフトウエア	2,604,000	2,604,000	0
合計	2,930,328,182	2,377,892,216	552,435,966

- 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	143,079,242		143,079,242
未収金	11,987,056		11,987,056
他流動資産	49,987		49,987
合計	155,116,285	0	155,116,285

- 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
  - ・ 該当なし
- 12. 関連当事者との取引の内容
  - ・ 該当なし
- 13. 重要な偶発債務
  - ・ 該当なし
- 14. 重要な後発事象
  - (1) 令和2年3月31日より休止中であった「訪問看護ステーションひまわり」は令和6年3月31日で事業所を廃止とした。
  - (2) 「デイサービスセンター実見」は利用者減少による収支状況の悪化により令和6年3月31日で事業所を休止とした。尚、介護保険事業者指定有効満了年月日は令和8年3月31日である。
- 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
  - ・ 該当なし
- 16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
  - (1) その他の積立金  
 施設整備等積立金は9,783,047円取崩を行い、預金利息分257円を積立て、13,837,641円を計上している。
  - (2) 前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

	当年度	前年度
・ 支払資金の範囲である前払費用	1,088,776	1,656,832
・ 1年基準による振替額	0	0
・ 合計(前払費用計上額)	1,088,776	1,656,832

計算書類に対する注記（法人本部用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 額面による評価額を記載。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	0	0	0	0
基本財産・建物	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	106,290,550	59,251,277	47,039,273
構築物	2,308,103	488,548	1,819,555
器具及び備品	12,143,247	5,617,521	6,525,726
ソフト ウェア	388,500	388,500	0
合計	121,130,400	65,745,846	55,384,554

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	1,805,076		1,805,076
合計	1,805,076	0	1,805,076

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) その他の積立金

施設整備等積立金9,783,047円取崩を行い、預金利息分126円を積立て、333,867円を計上している。

計算書類に対する注記（指定介護老人福祉施設 樹の里用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法

・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法

・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。

・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。

・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 指定介護老人福祉施設樹の里拠点計算書類

(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))

ア 「入所サービス区分」

イ 「短期入所サービス区分」

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	7,000,964	0	0	7,000,964
基本財産・建物	165,473,033	0	14,058,010	151,415,023
合計	172,473,997	0	14,058,010	158,415,987

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・ 該当なし

7. 担保に供している資産

・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	616,130,870	464,715,847	151,415,023
建築物	2,425,500	2,425,498	2
構築物	1,704,266	1,704,265	1
機械及び装置	20,397,179	20,397,169	10
車輛運搬具	5,834,360	5,752,734	81,626
器具及び備品	78,195,342	72,858,059	5,337,283
合計	724,687,517	567,853,572	156,833,945

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	41,823,116		41,823,116
未収金	4,580,709		4,580,709
合計	46,403,825	0	46,403,825

計算書類に対する注記（指定介護老人福祉施設 樹の里用）

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 ・該当なし
11. 重要な後発事象  
 ・該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
 状態を明らかにするために必要な事項  
 (1) 前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替え  
 られたものの内訳は以下のとおりである。
- |                 | 当年度     | 前年度       |
|-----------------|---------|-----------|
| ・支払資金の範囲である前払費用 | 831,063 | 1,169,392 |
| ・1年基準による振替額     | 0       | 0         |
| ・合計(前払費用計上額)    | 831,063 | 1,169,392 |

計算書類に対する注記 (ケアハウス リラ用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ケアハウスリラ拠点計算書類  
(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	2,096,337	0	0	2,096,337
基本財産・建物	38,949,320	0	4,003,884	34,945,436
合計	41,045,657	0	4,003,884	37,041,773

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	184,623,642	149,678,206	34,945,436
構 築 物	571,872	571,871	1
機 械 及 び 装 置	350,070	350,069	1
車 輦 運 搬 具	770,000	769,999	1
器 具 及 び 備 品	12,579,551	9,586,135	2,993,416
合計	198,895,135	160,956,280	37,938,855

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未 収 金	1,485,825		1,485,825
合 計	1,485,825	0	1,485,825

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（ケアハウス リラ用）

1 1 .重要な後発事象

- ・該当なし

1 2 .その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項

(1)その他の積立金

施設整備等積立金として預金利息分131円を積立て、13,503,774円を計上している。

(2)前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替え  
られたものの内訳は以下のとおりである。

	当年度	前年度
・支払資金の範囲である前払費用	257,713	392,172
・1年基準による振替額	0	0
・合計(前払費用計上額)	257,713	392,172

計算書類に対する注記（在宅介護支援センター えんじゅ用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法

・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法

・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。

・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。

・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 在宅介護支援センターえんじゅ拠点計算書類

(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	0	0	0	0
基本財産・建物	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・ 該当なし

7. 担保に供している資産

・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運搬具	735,440	735,439	1
器具 及び 備品	1,136,142	1,136,139	3
合計	1,871,582	1,871,578	4

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	79,349		79,349
合 計	79,349	0	79,349

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・ 該当なし

11. 重要な後発事象

・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 該当なし



計算書類に対する注記（グループホーム 星遊荘用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) グループホーム星遊荘拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	791,141	0	0	791,141
基本財産・建物	10,906,597	0	749,938	10,156,659
合計	11,697,738	0	749,938	10,947,800

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	42,222,642	32,065,983	10,156,659
建物	995,400	974,438	20,962
構築物	759,075	759,072	3
器具及び備品	2,285,260	1,084,599	1,200,661
ソフトウェア	143,500	143,500	0
合計	46,405,877	35,027,592	11,378,285

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,255,378		5,255,378
合計	5,255,378	0	5,255,378

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（グループホーム はくちょう荘用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) グループホームはくちょう荘拠点計算書類  
(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	12,420,000	0	0	12,420,000
基本財産・建物	15,175,718	0	1,525,817	13,649,901
合計	27,595,718	0	1,525,817	26,069,901

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	22,773,388	9,123,487	13,649,901
構 築 物	4,644,637	4,572,491	72,146
車 輦 運搬具	991,600	991,599	1
器具 及び 備品	2,218,865	1,598,610	620,255
ソフト ウェア	143,500	143,500	0
合計	30,771,990	16,429,687	14,342,303

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未収金	5,859,958		5,859,958
未 収 金	175,000		175,000
合 計	6,034,958	0	6,034,958

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（グループホーム 宮田館用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) グループホーム宮田館拠点計算書類(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・建物	928,980	0	928,975	5
合計	928,980	0	928,975	5

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	50,848,281	50,848,276	5
器具及び備品	3,293,100	2,398,227	894,873
ソフト ウェア	143,500	143,500	0
合計	54,284,881	53,390,003	894,878

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,958,812		5,958,812
未収金	175,000		175,000
合計	6,133,812	0	6,133,812

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記 ( デイサービスセンター 実見用 )

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) デイサービスセンター実見拠点計算書類  
(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	509,908	0	0	509,908
基本財産・建物	9,328,108	0	959,698	8,368,410
合計	9,838,016	0	959,698	8,878,318

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	44,302,282	35,933,872	8,368,410
構 築 物	138,862	138,861	1
器具 及び 備品	2,123,682	1,783,403	340,279
合計	46,564,826	37,856,136	8,708,690

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未 収 金	1,780,226		1,780,226
合 計	1,780,226	0	1,780,226

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 実見用）

1.1. 重要な後発事象

・「デイサービスセンター実見」は利用者減少による収支状況の悪化により令和6年3月31日で事業所を休止とした。尚、介護保険事業者指定有効満了年月日は令和8年3月31日である。

1.2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

	当年度	前年度
・支払資金の範囲である前払費用	0	95,268
・1年基準による振替額	0	0
・合計（前払費用計上額）	0	95,268

計算書類に対する注記 (ヘルパーステーション コスモス用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
- ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
- ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
- ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
- ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) ヘルパーステーションコスモス拠点計算書類

(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙 3 ( ))は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙 3 ( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	0	0	0	0
基本財産・建物	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運搬具	770,000	769,999	1
器具 及び 備品	1,644,969	1,029,005	615,964
合計	2,414,969	1,799,004	615,965

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未収金	2,086,045		2,086,045
合 計	2,086,045	0	2,086,045

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（介護老人保健施設いちい荘用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護老人保健施設いちい荘拠点計算書類  
(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))
  - ア 「入所サービス区分」
  - イ 「通所リハビリテーションサービス区分」
  - ウ 「短期入所サービス区分」
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	60,454,050	0	0	60,454,050
基本財産・建物	246,815,732	0	12,300,291	234,515,441
合計	307,269,782	0	12,300,291	294,969,491

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	1,381,366,724	1,146,851,283	234,515,441
建築物	19,612,200	15,775,576	3,836,624
構築物	103,589,150	99,310,645	4,278,505
機械及び装置	15,600,591	15,582,555	18,036
車輜運搬具	33,429,413	30,507,687	2,921,726
器具及び備品	143,012,789	123,014,210	19,998,579
ソフトウェア	840,000	840,000	0
合計	1,697,450,867	1,431,881,956	265,568,911

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	76,143,555		76,143,555
未収金	5,171,922		5,171,922
他流動資産	49,987		49,987
合計	81,365,464	0	81,365,464

計算書類に対する注記（介護老人保健施設いちい荘用）

- 1 0 . 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
  - ・ 該当なし
- 1 1 . 重要な後発事象
  - ・ 該当なし
- 1 2 . その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
  - ・ 該当なし



計算書類に対する注記（訪問看護ステーション ひまわり用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 該当なし

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
- ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
- ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
- ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。

## (3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
- ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

## 2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

## (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) 訪問看護ステーションひまわり拠点計算書類

(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)

## (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。

## (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

## 7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・ 該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・ 該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

## 11. 重要な後発事象

- ・ 令和2年3月31日より休止中であった「訪問看護ステーションひまわり」は令和6年3月31日で事業所を廃止とした。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記（指定居宅介護支援事業所 はなまる用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 平成21年3月以前に取得した減価償却資産 - 定率法
  - ・ 平成21年4月以降に取得した減価償却資産 - 定額法
  - ・ 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却するものとする。
  - ・ ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし定額法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
  - ・ 賞与引当金 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 法人独自の退職金規程に基づく退職金給付制度。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 指定居宅介護支援事業所はなまる拠点計算書類  
(会計基準省令第一号四様式、第二号四様式、第三号四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3( ))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3( ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	0	0	0	0
基本財産・建物	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	574,413	574,412	1
車輦運搬具	860,830	860,829	1
器具及び備品	3,469,895	2,700,321	769,574
ソフトウエア	945,000	945,000	0
合計	5,850,138	5,080,562	769,576

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,686,327		2,686,327
合計	2,686,327	0	2,686,327

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

11. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし